

令和 5年12月26日

お客様各位

令和6年1月～

電子帳簿保存法への対応 ～猶予規定につきまして～

平素より大変お世話になっております。林税理士社労士事務所です。

さて、令和6年1月より電子帳簿保存法の完全義務化に伴い、請求書等の保存方法が変わります。

紙で受け取った書類 → 紙で保存

電子データで受け取った書類 → 電子データで保存

またはいつでもダウンロード可能な状態で保存

電子データを紙にプリントアウトして保存は認められません。

税務調査などの際に、プリントアウト・ダウンロードして渡せるよう、

電子データで整理して保存しておく必要があります。

※上記は、「人手不足」「システム準備が間に合わない」「資金不足」など、

原則的な取り扱いができない場合の猶予規定です（ただし期限はありません）。

専用システム等を導入して、原則的な取り扱いをする場合は

その通りに行ってください。

ご不明な点がございましたら、当事務所へお問い合わせください。



こちらのお知らせはお客様皆様へ一斉にお送りしております。
制度に既にご対応済のお客様におきましては、不要のお知らせが届きました件、
ご容赦くださいますようお願い申し上げます。